

監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和4年10月28日

寒川町監査委員 北村 美仁
同 太田 眞奈美

1 監査の種類

随時監査

2 監査の実施期間

令和4年8月23日から令和4年9月30日まで

3 監査の対象部課等

町民部 町民協働課

4 監査の対象

令和3年度における負担金、補助金及び交付金の交付事務等

5 監査の着眼点（評価項目）

監査の実施にあたっては、町民部町民協働課より監査説明書及び関係書類等の提出を求め、負担金、補助金及び交付金の交付事務が法令、規則等に基づき適切に処理されているか、負担金、補助金及び交付金の妥当性（公益性）が認められるか、事業の成果確認（有効性）が適正に行われているか等に着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

補助金、負担金等に係る予算執行、支出などの会計事務処理や事務事業の執行の適否などについて検査資料等の提出を町民部町民協働課に求め、書類の検査を行った。

7 監査の結果

負担金、補助金及び交付金の交付に係る事務について、概ね適正であると認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

(1) 補助金事務の適正な執行について

ア 事務処理の適正化について

補助金事務における初歩的な誤りや不備が見られたので、規則や要綱に従って、正確性及び合規性の確保による適正な事務処理に努められたい。

また、みんなの協働事業提案制度補助金について、補助金交付の際は「寒川町補助金の交付等に関する規則」に基づき交付申請しているが、実績報告は「みんなの協働事業提案制度実施要綱」の協働事業報告書及び協働事業収支決算書とな

っており、整合性が取れていない。みんなの協働事業提案制度実施要綱第 11 条第 2 項では、協働事業提案者は、寒川町補助金の交付等に関する規則に定めるところにより補助金の交付に関する手続きを行うものとしてされている。規則、要綱を再度確認し、齟齬のないよう整理されたい。

イ 補助金の使途の確認について

集会所運営交付金について、実績報告書の収支精算書に内訳が添付されていなかったり、集会所によって添付書類も異なっているが、補助金の使われ方の実態をどのように把握しているのか不明である。

集会所運営交付金や自治会活動交付金など自治会へ補助金を交付することの公益性は十分認められるが、概括的な実績報告では補助金の使途や所在が不明確となることから、町民からの誤解を受けないためにも、経費や費目別の内訳明細のほか、件数や人数といった事業内容が具体的にわかる実績報告書の提出を求められたい。

ウ 補助金以外の収入の取り扱いについて

みんなの協働事業提案制度補助金について、実績報告書の収支決算書の修正にあたり、歳出の減額に合わせ、歳入の関連団体及び個人献金を歳出と同額になるように差し引きしているが、つじつま合わせのようで不自然である。

交付対象団体に会費収入や事業収入など、補助金以外の収入がある場合には、町の補助金よりも優先して充当可能なものはないか、また、繰越金の状況などを交付対象団体の経理から確認することが望ましい。

補助対象経費の収支をもとに補助対象団体の運営や事業全体の収支決算書なども併せて確認されたい。

エ 変更手続きについて

自治会長連絡協議会補助金について、「先進事例等調査研究視察研修」が中止になっている。寒川町補助金の交付等に関する規則では、補助金等の交付の条件として、補助事業の内容及び事業費を変更しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けることとされているが、承認を受けていなかった。今後は、規則、要綱に沿った正確かつ適正な事務処理に努められたい。

オ 繰越金（剰余金）の取り扱いについて

寒川町補助金の交付等に関する規則第 10 条では、収支精算書において精算額の収入支出差引残額が交付した補助金等の額を著しく上廻るときは、すでに交付した補助金等の全部または一部の返還を命ずることができるとしている。

寒川町自治会長連絡協議会補助金、寒川町自治会活動交付金について、次年度繰越金の状況を見ると、繰越金の額が補助金の額を大きく上廻っている状況にあった。

精算行為が的確に行われなければ、会計年度独立の原則に反した補助金依存や漫然とした補助金行政を助長しかねない。また、団体の自立促進への指導・助言が町民の負託に応える責務として問われるものと考えられる。

今後の補助金交付年度において適正な補助対象経費を再度確認し、繰越金の存在と補助金交付額との均衡を検討するよう要望する。

カ 補助金の見直しについて

今回の随時監査において、一部の補助金及び交付金の交付状況を見ると、効果が十分に検証されないまま継続されているように見受けられる。補助の必要性や交付の方法などについて見直し等が必要と思われる。

寒川町自治会長連絡協議会補助金をはじめ自治会に対する補助金について、近年は自治会への加入者が減少傾向にあるなど、自治会を取り巻く環境の変化もあることから、長年同じ補助金を支出し続けることの合理性について検証された

い。

(2) さむかわ若者会議促進事業

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げるとおり、地域活性化を図り、若い世代から選ばれるまちづくりを進めることは、町の発展を持続させるために重要であり、町は若者が住みたいと思う環境を整えておく必要があると考える。

また、こうした環境整備には、若い世代の感性を受け入れることや、若い世代が力を発揮できる場を用意する姿勢が求められている。

現在、活動している市民団体の課題の一つがメンバーの高齢化であり、10代、20代、30代などの若い人が気軽に参加できるイベントを実施するには、企画、実施、PR方法などに若者のアイデアが必要とされている。

こうしたことから、組織の新陳代謝を促し、将来を見据えた協働によるまちづくりの受け皿となる活動団体の育成が求められており、さむかわ若者会議（まちびとすたいる）には、大いに期待するところである。

この2年間は、コロナ禍で活動が制約されたことや、若者の社会参加の促進には多くの課題があり、事業の推進には困難性があることは理解するところではあるが、若者会議のメンバーを小さな成功体験を積む中で、将来の地域活動のコーディネートとなるよう大事に育ててほしい。